

個人住民税の給与からの特別徴収制度

埼玉県と県内すべての市町村からのお知らせです



「埼玉県のマスコット コバトン」

所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税は特別徴収をしていない、ということはありませんか？

事業主(給与支払者)の方には、所得税の源泉徴収と同様に、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等(給与所得者)に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられています。従業員の方にとっても便利な制度ですので、特別徴収をしていない事業主の方は、平成24年度はぜひ、手続きをお願いします。

特別徴収のメリット

- ・所得税のように税額を計算したり、年末調整をしたりする必要はありません。市町村が税額計算を行い、従業員ごとの税額を通知します。
- ・普通徴収の納期は原則年4回ですが、特別徴収は年12回ですので、従業員の方が1回当たりに負担する金額が少なくて済みます。
- ・従業員の方がわざわざ金融機関等へ納税に出向く手間を省くことができます。
- ・住民税の納め忘れにより、従業員の方に延滞金が発生する心配がありません。

寄居町にお住まいの方の平成24年度の個人住民税を特別徴収にするにはどうすればよいか？

手続きは簡単です！ 事業主の方が平成24年1月31日までに町に「給与支払報告書」を提出する際、総括表に「特別徴収希望」と記載するのみです。町が税額を計算し、5月中旬に通知します。

特別徴収の方法による納税の仕組み



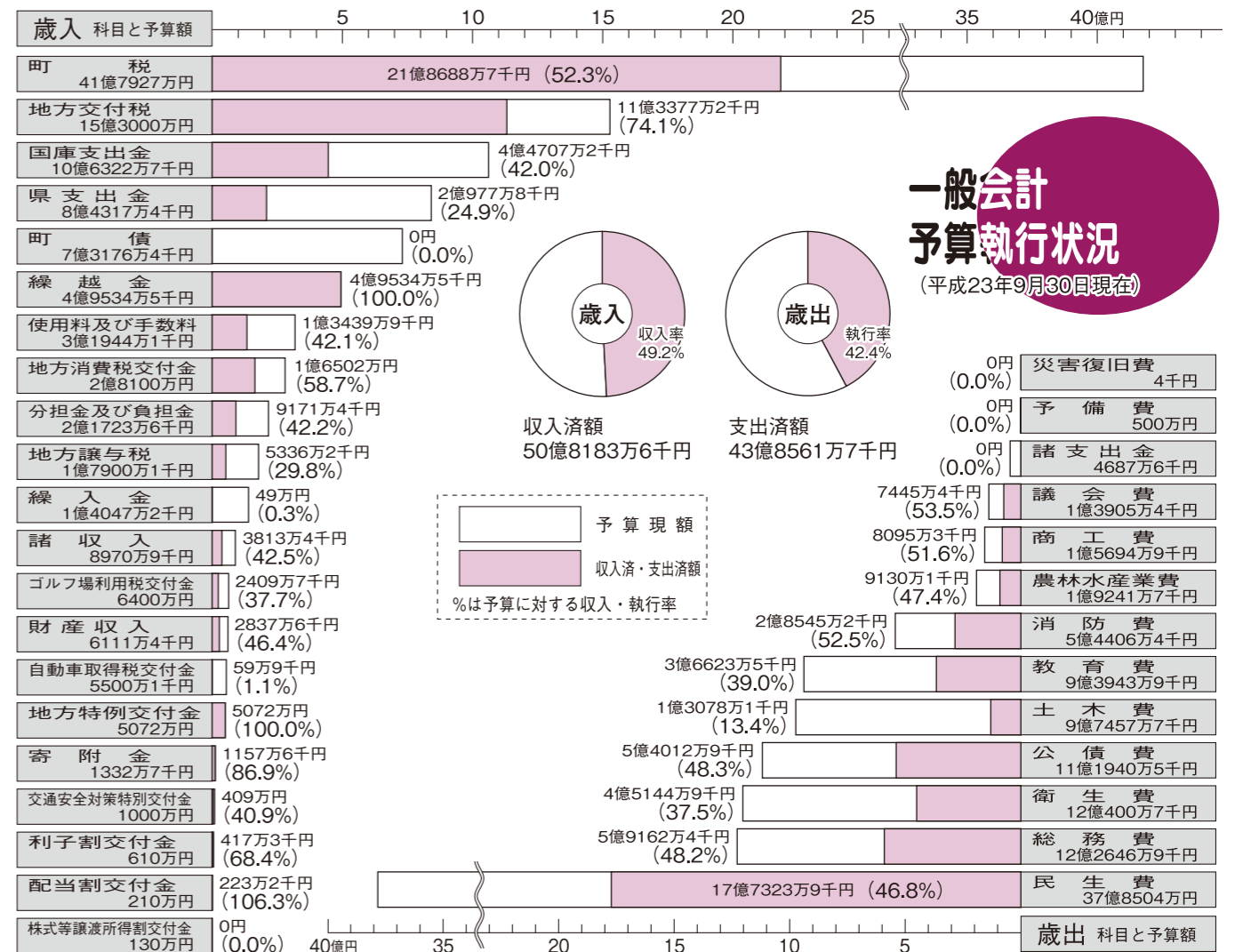
問い合わせ／税務課 (☎581・2121内線154～156) へ。

公表します！町の財政事情
 (平成23年4月～9月)
 町では、12月1日に平成23年度上半期の財政事情を公表しました。これは、町の財政状況を皆さんに広く知っていただくために、6月と12月の年2回、定期的に行っているものです。

一般会計予算の執行状況
 9月末日の一般会計の執行状況は次のグラフのとおりです。予算現額は、103億3,330万1千円(前年度からの繰越予算を含む)で、収入済額は50億8,183万6千円、49.2%の収入率となっています。

収入済額の主な内容として、町税と地方交付税で収入済額の65.3%を占めていますが、これは、税の納付や交付金の交付が年度内に平均して行われるのに対し、国・県支出金や町債などは、事業費の確定や償還の下半期に集中するためです。

支出済額は、43億8,561万7千円、42.4%の執行率となっています。土木費等の執行率が低いのは、工期が完了後の下半期になる事業が多いためです。



歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入率 (%)	区分	予算現額	支出済額	執行率 (%)
国民健康保険	40億2928万5千円	17億3225万3千円	43.0	国民健康保険	40億2928万5千円	20億2478万2千円	50.3
後期高齢者医療	2億8283万2千円	1億1265万9千円	39.8	後期高齢者医療	2億8283万2千円	9674万円	34.2
下水道事業	4億7413万5千円	8177万円	17.2	下水道事業	4億7413万5千円	1億5957万7千円	33.7
農業集落排水事業	3億2881万3千円	4673万7千円	14.2	農業集落排水事業	3億2881万3千円	4071万3千円	12.4
水道収益的	8億5284万2千円	4億59万3千円	47.0	水道収益的	8億4235万円	2億21万1千円	23.8
水道資本的	1億5825万4千円	197万9千円	1.3	水道資本的	5億8571万5千円	6423万8千円	11.0
合計	61億2616万1千円	23億7599万1千円	38.8	合計	65億4313万円	25億8626万1千円	39.5

問い合わせ／財務課 (☎581・2121内線321) へ。